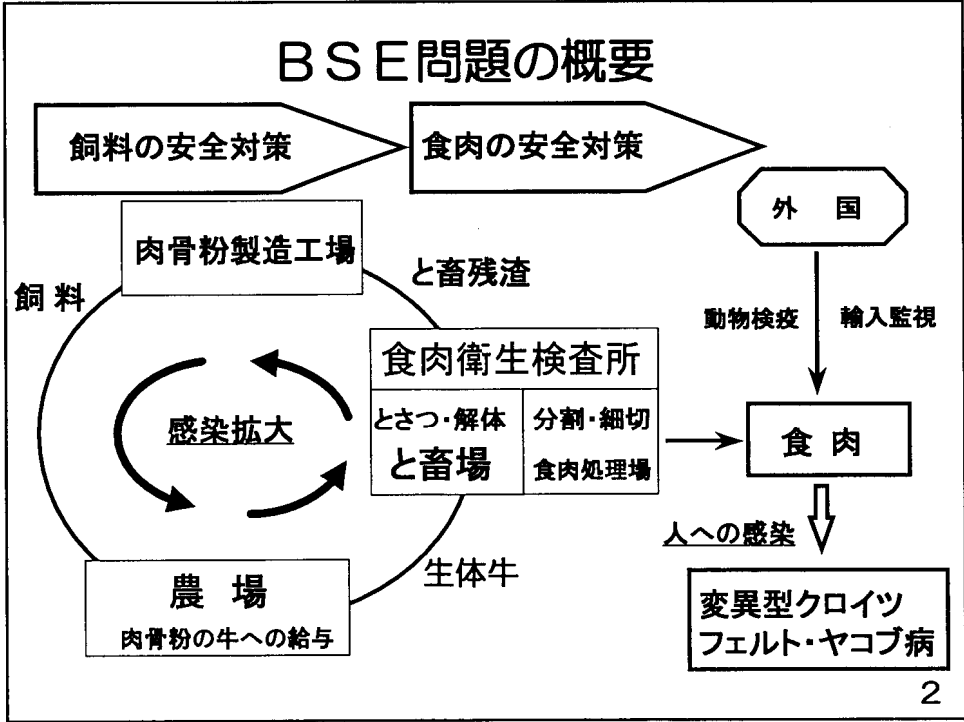


**BSE国内対策の見直し**  
「食品安全委員会への諮問の考え方」

厚生労働省医薬食品局  
食 品 安 全 部

1



## 国産牛のBSE確認に伴う対策

平成13年

- ・ 10月18日～：と畜場でと畜解体される牛の全頭検査
- ・ 10月18日～：と畜場での頭部、せき髄、回腸遠位部の除去、焼却の義務化

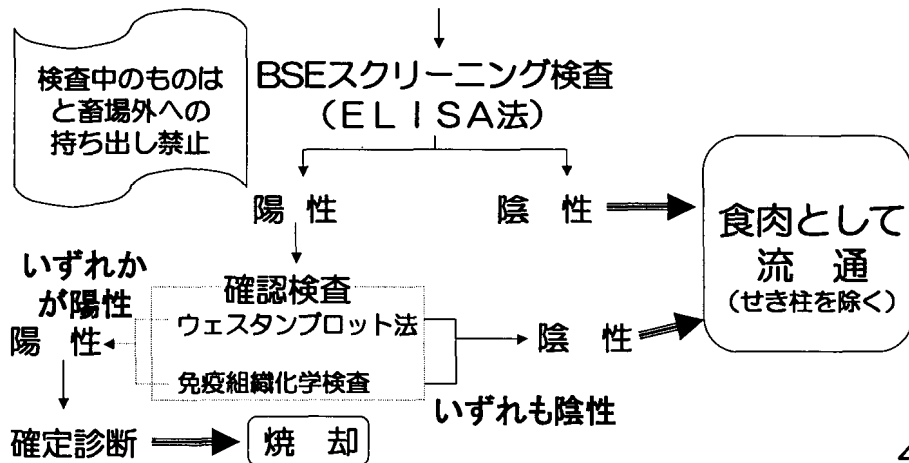
平成16年

- ・ 2月16日～：BSE発生国産の牛せき柱の食品使用の禁止

3

## と畜場におけるBSE対策フロー

すべての牛の頭部、せき髄、回腸遠位部を除去、焼却



4

## 都道府県等の食肉衛生検査体制

- 牛を処理すると畜場：161施設
- 食肉衛生検査所等：115機関  
(76自治体)
- と畜検査員：2,152名

5

## 食品安全委員会における検討

平成15年

- 7月：食品安全委員会設置

平成16年

- 2月：BSE対策全般について、中立的立場から科学的な評価・検証を開始
- 9月：我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表

6

## 食品安全委員会の評価結果（総論）

- ▶ 今後、我が国において、さらにBSE感染牛が確認される可能性がある<sup>1</sup>と推定されるが、これらのBSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起すリスクは、現在のSRM（特定危険部位）除去及びBSE検査によって、効率的に排除されているものと推測される。

7

## 各国のSRMの範囲

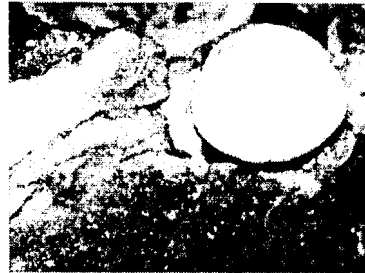
部 位	日 本	米 国	E U
頭 蓋	全月齢の頭部 (舌・頬肉を除く)	30ヶ月齢以上 (脳、眼、三叉神経節を含む)	12ヶ月齢以上 (下顎を除き、脳、眼を含む)
扁桃		全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢以上	12ヶ月齢以上
せき柱(背根神経節を含む)	全月齢	30ヶ月齢以上	12ヶ月齢以上
腸	全月齢の回腸遠位部	全月齢の小腸	全月齢の腸・腸間膜

8

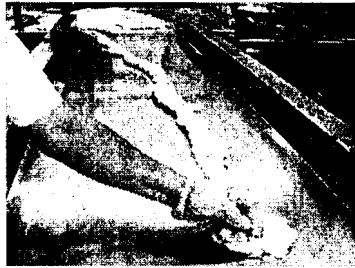
## SRMの種類



頭部



せき髄、背根神経節



回腸遠位部



せき柱

9

## SRM除去の現状

### 食肉処理における管理要領に基づき除去

- 専用の容器に保管
- 機械器具等の洗浄・消毒
- と畜検査員による確認
- 完全焼却（800℃以上）

### 頭部（扁桃を含む）

- 舌、頬肉は食用可
- 舌は扁桃に接触しないよう除去

### せき髄

- 背割り前のせき髄除去（と畜頭数ベースで約9割）
- 高圧洗浄により汚染除去

### 回腸遠位部

- 盲腸から安全率を見込んで2mを除去

### せき柱

- せき柱除去時の背根神経節による汚染防止

10

## SRMの除去（１）



ピッシングの中止（一部）



洗浄水をかけながら背割り  
（鋸屑飛散の防止）



せき髄の吸引除去

【長崎県食肉衛生検査所ホームページより】<sup>11</sup>

## SRMの除去（２）



背割り鋸屑の回収スクリーン



枝肉洗浄水から鋸屑片を回収



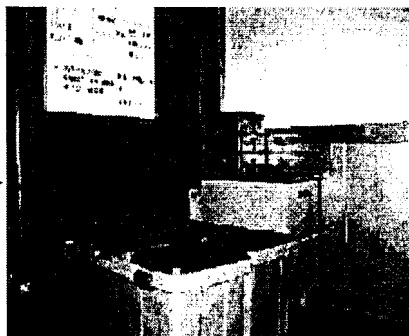
せき髄硬膜を入念に除去

【長崎県食肉衛生検査所ホームページより】<sup>12</sup>

## SRMの除去（3）



洗浄後、枝肉にせき髄片が付着していないか、と畜検査員が確認



刀、器具、長靴等は専用の容器に保管

【長崎県食肉衛生検査所ホームページより】 13

## SRM除去に関する検証結果 1

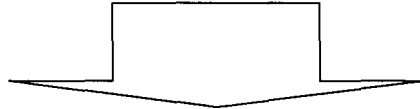
- 検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM（特定危険部位）除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはない

- 全月齢からのSRM除去の継続

14

## SRM除去に関する検証結果2

- 引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべき



- ◇と畜場におけるSRM除去状況の定期的検証
- ◇SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の研究開発

15

## 各国のと畜場におけるBSE検査体制

	日本	米国	EU
目的	食肉検査	サーベイランス	サーベイランス /食肉検査
健康牛	すべて	30ヶ月齢以上 2万頭	30ヶ月齢以上
リスク牛 (歩行困難牛など)	すべて	今後1~1.5年 間に農場段階を 含め30ヶ月齢 以上の死亡牛等 のリスク牛20 ~27万頭を検 査	24ヶ月齢以上
備考	農場段階におい て24ヶ月齢以 上の死亡牛につ いても検査		農場段階におい て24ヶ月齢以 上の死亡牛等 のリスク牛につ いても検査

16



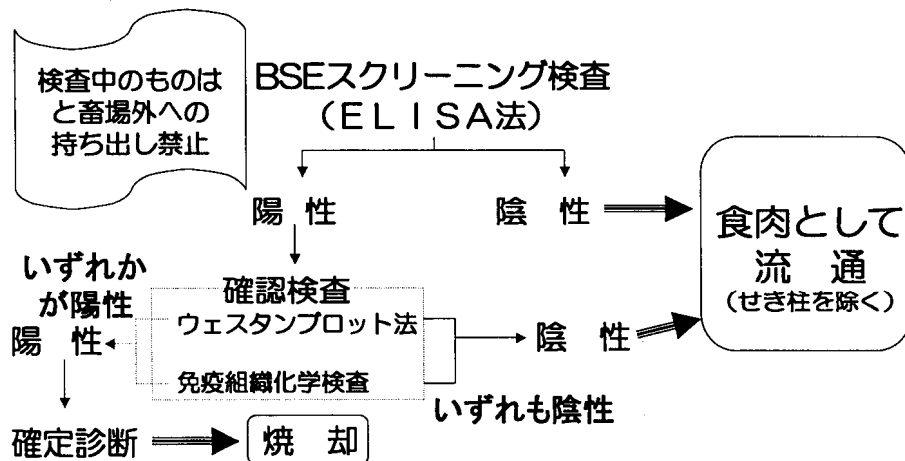
## BSE全頭検査開始の背景

平成13年10月当時

- ① 牛の月齢を正確に確認することができなかった
- ② 国内初のBSE感染牛が発見された直後で、検査をした肉としていない肉が流通すること自体への強い不安があった  
等

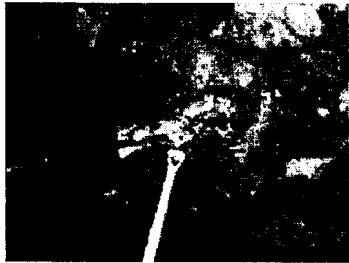
17

## と畜場におけるBSE検査フロー



18

## と畜場におけるBSE検査



検査材料の採取



安全キャビネットの中で前処理

検査キットによる異常プリオンたん白質の検出

【東京都芝浦食肉衛生検査所ホームページより】19

## BSE簡易検査キット

EUにおいて評価されているBSE簡易検査キット  
プリオニクス (WB, ELISA)、プラテリア (ELISA)、  
エンファー (ELISA)、CD1

日本のと畜場における検査に使用可能なBSE  
簡易検査キット

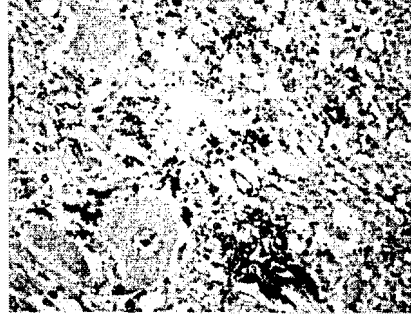
プラテリア (ELISA)、エンファー (ELISA)、  
フレライザBSE (ELISA)

20

## BSE 確認検査の陽性事例



ウエスタンプロット法  
BSE感染牛では、分子量の異なる  
3本のバンドが検出



免疫組織化学検査  
茶褐色部分が異常プリオンたん白質

21

## と畜場におけるBSE検査結果

	検査頭数	BSE 確認頭数
平成13年度	523, 591	2
平成14年度	1, 253, 811	4
平成15年度	1, 252, 630	3
平成16年度 (10月23日まで)	707, 946	2
合 計	3, 737, 978	11

※ 平成13年9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された2例を含め、国内では14頭がBSEとして確認

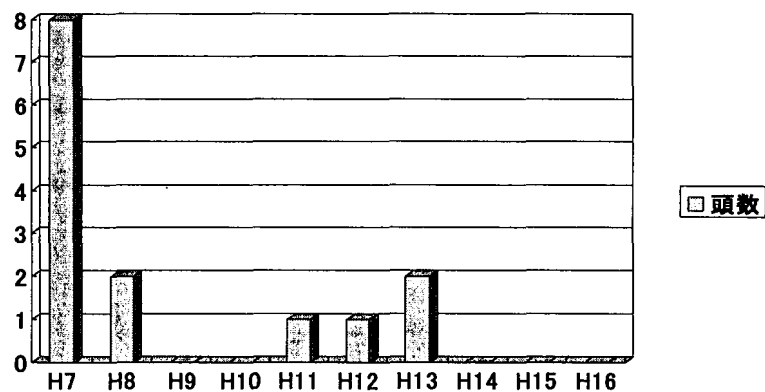
22

## BSE 確認状況について

	確認年月日	出生年月日	月 齢	品 種(性 別)
1	H13. 9. 10.	H 8. 3. 26.	64	ホルスタイン種 (雌)
2	H13. 11. 21.	H 8. 4. 4.	67	ホルスタイン種 (雌)
3	H13. 12. 2.	H 8. 3. 26.	68	ホルスタイン種 (雌)
4	H14. 5. 13.	H 8. 3. 23.	73	ホルスタイン種 (雌)
5	H14. 8. 23.	H 7. 12. 5.	80	ホルスタイン種 (雌)
6	H15. 1. 20.	H 8. 2. 10.	83	ホルスタイン種 (雌)
7	H15. 1. 23.	H 8. 3. 28.	81	ホルスタイン種 (雌)
8	H15. 10. 6.	H13. 10. 13.	23	ホルスタイン種 (去勢)
9	H15. 11. 4.	H14. 1. 13.	21	ホルスタイン種 (去勢)
10	H16. 2. 22.	H 8. 3. 17.	95	ホルスタイン種 (雌)
11	H16. 3. 9.	H 8. 4. 8.	94	ホルスタイン種 (雌)
12	H16. 9. 13.	H11. 7. 3.	62	ホルスタイン種 (雌)
13	H16. 9. 23.	H 8. 2. 18.	103	ホルスタイン種 (雌)
14	H16. 10. 14.	H12. 10. 8.	48	ホルスタイン種 (雌)

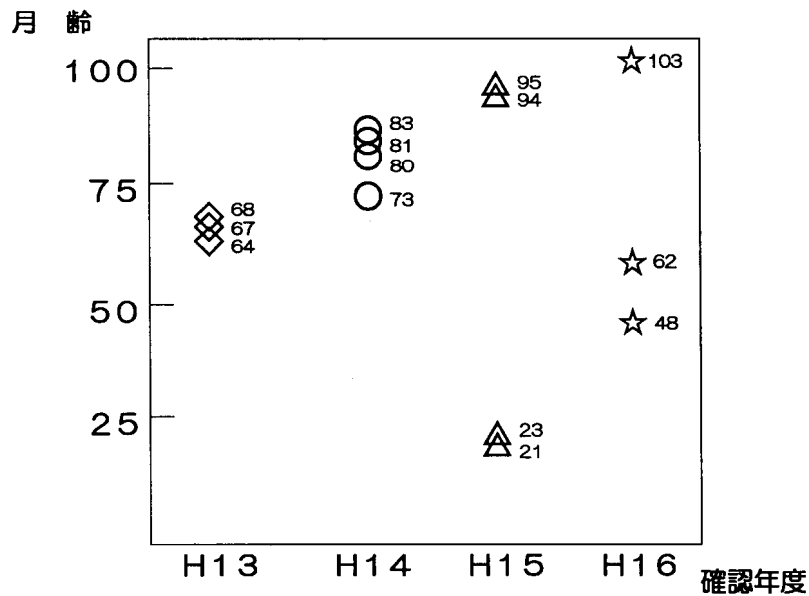
23

## BSE 感染牛の出生年度分布



24

## BSE感染牛の月齢分布



25

## BSE検査に関する検証結果（1）

- 検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはないと考えられる。
- しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約350万頭に及ぶ検査において発見されたBSE感染牛9頭のうち、21, 23ヶ月齢の2頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。

26

## BSE検査に関する検証結果（2）

- 次のことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である。
- 21、23ヶ月齢で発見された2頭のBSE感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、WB法で調べた結果では他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと
- 我が国における約350万頭に及ぶ検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったこと

検査対象月齢：21ヶ月齢以上

27

## BSEに関する調査研究

### 厚生労働科学研究食品安全確保研究事業

「プリオン検出技術の高度化及び牛海綿状脳症の感染・発症機構に関する研究班」

主任研究者 国立感染症研究所感染病理部長 佐多徹太郎

- プリオンの高感度・迅速検査法の開発
- BSEに関する感染牛由来材料及び実験動物を用いた感染及び発症機構の検討
- と畜時の食肉汚染防止法の検討

28

## BSEに関する調査研究の課題

- 検査法については、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべき

### 厚生労働科学研究事業の推進

- ◇ 高感度・迅速検査法の研究開発
- ◇ BSEの感染メカニズムの解明など

29

## 厚生労働省（リスク管理機関）の方針

- 食品安全委員会の評価・検証結果を尊重

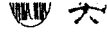
リスコミによる各方面の意見聴取

具体案を食品安全委員会に諮問（10月15日）

- SRMの除去の徹底
- と畜場におけるBSE検査：21ヶ月齢以上
- BSEに関する調査研究の推進

30

# 諮 問 書



厚生労働省厚生安全課1016001号  
18 衛 安 第 5 4 1 0 号  
平成18年10月15日

食品衛生委員会  
委員長 中野 啓輔 殿

厚生労働大臣 尾 辻 勇



島根県知事 島 村 寛



## 食品残留農薬評価について

食品衛生法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号及び同条第8項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品残留農薬評価について、貴委員会を委員と求めます。

## 記

我が国における牛蒡栽培制度（BSE）対策について、「日本における牛蒡栽培制度（BSE）対策について」（平成18年9月9日食品衛生委員会通知）を踏まえ、以下の事項に係る見直しを行うこと

- (1) 同通知におけるBSE対策について、牛蒡栽培制度対策特別措置法第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛蒡の収量及び検査技術に係る研究開発の促進
- (2) 特別危険農薬（BSE34）の除去の徹底
- (3) 残留農薬の実証性検査の強化
- (4) BSEに関する調査研究の一層の推進